

2005 年第 144 號法律公告

《2005 年〈廢物處置 (建築廢物處置收費) 規例〉
(生效日期) 公告》

1. 現根據《廢物處置 (建築廢物處置收費) 規例》(第 354 章，附屬法例 N) 第 1 條，指定 2005 年 12 月 1 日為該規例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 1、3 及 4 部；
- (b) 第 5 部 (第 14 至 18 及 19(1) 至 (7) 條除外)；
- (c) 第 6 部；
- (d) 附表 1 (第 2 部除外)；
- (e) 附表 2 (第 2 部除外)；
- (f) 附表 3 (第 2 部除外)；
- (g) 附表 4 (第 1 部第 3 及 5 項及第 2 部除外)；及
- (h) 附表 5。

2. 現根據《廢物處置 (建築廢物處置收費) 規例》(第 354 章，附屬法例 N) 第 1 條，指定 2006 年 1 月 20 日為該規例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 2 部；
- (b) 第 14 至 18 及 19(1) 至 (7) 條；
- (c) 附表 1 第 2 部；
- (d) 附表 2 第 2 部；
- (e) 附表 3 第 2 部；
- (f) 附表 4 第 2 部；及
- (g) 附表 6。

環境運輸及工務局局長
廖秀冬

2005 年 9 月 13 日